

令和8年度 民営ホールを活用した文化芸術推進プロジェクト
連携事業者募集要項

1 事業趣旨

名古屋を文化的な街として継続的に発展させていくため、企業版ふるさと納税制度等の地方自治体への寄附による税控除制度の活用によって獲得した民間資金（寄附金）を活用し、名古屋市内の民営ホール運営事業者と名古屋市との連携によって当プロジェクトの推進に努めることで、本市の文化芸術を強力に推進していこうとするもの。

2 解決を目指す地域課題

「文化芸術拠点の維持・発展（民営ホールの安定的な経営環境の創出）」

※本市は、他都市と比較しても民営ホール数が少なく、市民会館の建て替えに伴う長期休館によりホール不足がさらに深刻化していく

※これは公演鑑賞機会や文化芸術活動を行う機会の減少に直結する

3 取り組む事業の概要

地域課題の解決を目指し、本市と民営ホール運営事業者が連携し、以下の項目に取り組むものとする。

(1) 資金の調達（寄附金の獲得）

企業版ふるさと納税制度等の寄附による税控除制度を活用した企業等法人からの寄附金を募集し、当プロジェクト推進のための財源を獲得する。

(2) 事業の実施

調達資金（寄附金）を活用し、以下の取り組みを実施するものとする。

ア 市民向け文化芸術事業の実施（市民還元事業（公演等））

連携する民営ホール運営事業者が運営する施設において、市民向けの文化芸術事業を企画・実施することで、市民が気軽に文化芸術に触れることができる環境を創出する。

イ 市民利用割引の実施（市民還元事業（施設））

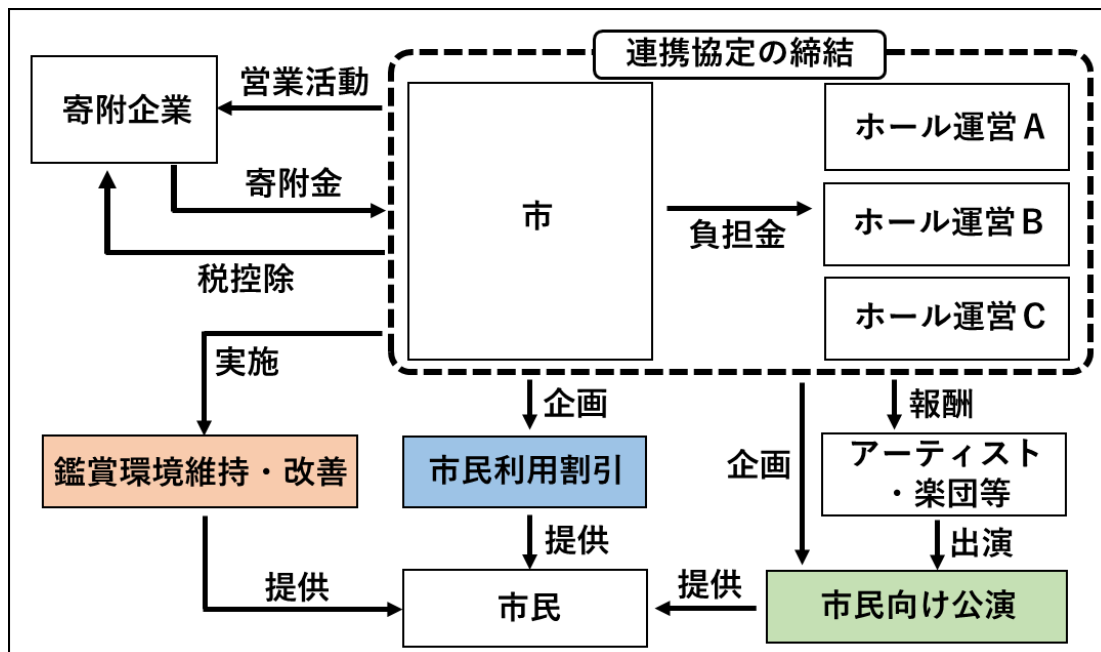
連携する民営ホール運営事業者が運営する施設を市民や本市に拠点を構える文化芸術団体が利用する際の貸館料金の割引制度を構築することで、市民が気軽に文化芸術活動を行うことができる環境を創出する。

ウ 鑑賞環境の維持・改善（市民還元事業（施設））

連携する民営ホール運営事業者が運営する施設の鑑賞環境を維持・改善していくことで、市民が良質な環境で文化芸術公演の鑑賞や文化芸術活動を行うことができる環境を創出する。

4 取り組む事業の詳細

(1) 事業スキーム



(2) 寄附金の獲得と獲得資金を財源とした資金の流れ

企業等法人からのご寄附を名古屋市が収納し、本号イに定める割合に応じた配分を行う。本市と連携する民営ホール運営事業者は配分された財源を負担金として受け取り、各取り組みを実施するものとする。

なお、ご寄附を受ける際には、寄附金を支出する企業等法人の皆様に応援したい施設を選択いただいた上でご寄附をいただき、当該法人からの寄附を財源とした負担金は、選択された施設に対して支出するものとする。

ア 寄附金募集活動（営業活動）

原則として、民営ホール運営事業者が単独で寄附金募集活動を行うものとする。ただし、法人単位で見たときに初回の募集活動である場合など、本市が事業趣旨や公益性についての説明を行う必要がある場合に限って、本市と共同での寄附金募集活動を実施するものとする。

●名古屋市外に本社を置く企業等法人からのご寄附

企業版ふるさと納税制度による法人関係税の控除制度を活用し、寄附金を提供する企業等法人の実質的負担額を大幅に軽減する。

【法人関係税が最大9割程度控除に】

負担額 (10%)	損金算入控除 (30%程度)	法人住民税控除 (40%)	法人事業税 控除 (20%)
--------------	-------------------	------------------	-------------------

●名古屋市内の本社を置く企業等法人からのご寄附

企業等法人が地方自治体に寄附金を支出する際に支出額全額を損金に算入可能となる制度を活用した法人関係税の軽減効果を利用する。

【法人関係税が最大3割程度控除に】

負担額 (70%程度)	損金算入控除 (30%程度)
------------------------------	---------------------------------

イ 獲得した寄附金の配分

寄附金の15%分は名古屋市が実施する文化芸術推進事業の財源として、「文化振興基金」に積み立てるものとし、残りの85%分をプロジェクト推進負担金として、民営ホール運営事業者に支出する。

市財源 (15%)	市民還元事業費（公演等） (35%以上)	市民還元事業費（施設） ※残額を活用可
----------------------------	---------------------------------------	--------------------------------------

負担金を受けた民営ホール運営事業者は市民向け文化芸術事業（公演等）の経費として寄附金の35%以上を活用し、残額を市民利用の割引財源や運営施設の鑑賞環境維持・改善経費として活用することができるものとする。

(3) 市民向け文化芸術事業の実施

以下の条件を満たす文化芸術事業を必ず実施すること。

- ア 自身が運営する施設にて実施する事業であること
- イ 企画、運営、広報及びチケット販売など事業の実施に関して必要な全て事項をホール運営事業者が主体的に担うこと（業務委託等による外部リソースの活用を可とする）
- ウ 主に名古屋市民を対象とした文化芸術事業であること
- エ 名古屋市民に対しては、原則無償とする
- オ 演者や企画運営事業者等に対して不自然に高い費用を支払うなど、経費の調整を疑われるような支出を行わないこと
- カ 満席となるよう魅力的な事業内容とすること
- キ 本要項における「文化芸術」とは、別表に定める分野とする

(4) 市民利用割引制度の構築

以下の条件を満たす利用料割引制度を実施することができる。

- ア 企画、運営及び広報など割引制度の実施に関して必要な全ての事項をホール運営事業者が主体的に担うこと（業務委託等による外部リ

ソースの活用可)

- イ 名古屋市民又は名古屋市に本拠地を置く団体のみを対象とすること
- ウ 正規料金に対して 50%以上の割引率とすること

(5) 鑑賞環境の維持・改善

以下の条件を満たす施設の維持・改善につながる取り組みを実施することができる。

- ア 鑑賞環境の維持改善のための施設維持及び改修に関すること
- イ 安全性確保のための施設警備に関すること
- ウ 顧客満足度を高めるための施設管理に関すること
- エ その他本市が必要と認めること

5 連携対象となる民営ホール運営事業者

本市は、以下の条件を満たす事業者と連携を行うものとする。

- (1) 名古屋市内に本拠地を置く事業者であること
- (2) 名古屋市内で以下の条件を満たす施設を運営している事業者であること
 - ア 客席数が着席 300 席以上、立ち見収容 600 名以上の運営施設であること（立ち見収容のみの場合は安全管理体制が確立していること）
 - イ 文化芸術に関する公演や催事が可能な設備を有すること
 - ウ 建築基準法及び消防法に適合し、避難経路及び防災設備を備えていること
 - エ 過去 1 年間に文化芸術公演を一定数以上実施した実績を有すること（主催公演であることが望ましいが、貸館による公演実績も可）
 - オ 車いす席、誘導路、音声ガイド等バリアフリーに関するアクセシビリティを備えていること
 - カ 保有リソースまたは外部リソースを活用し、当プロジェクトにおいて実施する各事業の企画、運営、広報及びチケット販売等、実施に関して必要な事項を担うことができること
 - キ 地方公共団体からの指定管理業務委託によって運営される施設でないこと
- (3) 以下の条件に該当しない事業者であること
 - ア 役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であること（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第

2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。

- イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していること
- ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていることと認められること
- エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していることと認められること
- オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していることと認められること
- カ 役員等又は使用人が、前各項目（アからオ）のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていることと認められること

6 連携に向けた事務の流れ

（1）連携申請書及び添付資料のご提出

連携申請書と合わせ、以下の添付資料を提出すること

- ア 運営法人概要
- イ 運営施設概要
- ウ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）
- エ 納税証明書
- オ 反社会勢力排除に関する宣誓書
- カ 公演実績資料

（2）本市による審査及び連携の決定

ご提出いただいた申請書及び添付資料を確認し、本市による審査を行った上で、連携事業者として選定された事業者に対して連携決定通知書を送付する。

（3）連携協定書の締結

連携決定通知を発行した事業者と本市の間において、本プロジェクトの推進に係る連携協定書を締結する。

7 連携後の予定事務フロー

(1) 寄附金募集活動の実施

本市と連携事業者が協働し、市内外の企業等法人に対して寄附金の募集活動を実施するもの。事業の公益性や趣旨目的に関して市側が提案説明を行い、寄附金を活用して実施していく具体的な取り組み等については連携事業者が提案説明をすることとする。

ただし、募集活動の相手先は連携事業者側が選定すること。

(2) 寄附金収納申請書の提出

寄附金募集活動によりご寄附の意向をいただいた企業等法人の情報やご寄附を活用して取り組む事業の内容及び収支計画等について記載した寄附金収納申請書を提出すること。

(3) 本市による審査及び収納決定

提出された寄附金収納申請書に基づき、本市において収納決定に係る審査を行う。

なお、当該審査は、寄附予定法人に対して行うものではなく、寄附に基づく事業内容と経費配分を確認し事業趣旨を逸脱していないかを主に審査する目的で実施するものとする。

(4) 寄附予定法人に対する寄附申出書の提出要請

審査において収納決定した案件については、本市から協働した連携事業者に速やかに通知するとともに、寄附予定法人に対して本市から寄附申出書の提出を要請するものとする。

(5) 寄附申出書に基づく収納手続きの実施（納付書の発行）

寄附予定法人から提出された寄附申出書に基づき、本市において寄附金納入のための納付書を発行し、寄附予定法人に発送するものとする。

(6) 寄附金の納入

寄附予定法人は、本市から発送された納付書を使用し、納期限内に寄附金を納入するものとする。

(7) 収納済寄附金に基づく負担金の支出

企業等法人から本市に納入された寄附金額は月締めにて集計し、翌月末日に寄附額の85%分を連携事業者に対してプロジェクト推進に係る負担金として支出するものとする。

(8) 負担金を財源とした各種取り組みの実施

負担金の交付を受けた連携事業者はこれを財源とし、本要項第3項第2号に掲げる各取り組み事業を実施するものとする。

(9) 年次実績報告（収支報告）

連携事業者は、各取り組み事業に係る事業実績及び収支決算等について年度単位で整理し、翌年度4月末日までに本市に報告するものとする。

(10) 年度精算

年次実績報告に基づき、当該年度に支出した負担金に剰余金が発生している場合については、本市の案内に従って速やかに戻入するものとする。本市に戻入された剰余金については、翌年度のプロジェクト推進に係る負担金として繰り越し交付するものとする。

8 禁止事項

(1) 寄附金が寄附法人自身及びその関係法人等に還流するフローの創出

寄附制度においては、寄附を行った法人及びその関係法人等に対してその寄附金の一部が戻ってくるといったような直接的な経済的メリットを提供してはならないとされており、これを侵害するお金の流れを創出すること。

(2) 寄附法人情報の過度な露出

市民向け文化芸術公演を実施する際など、本プロジェクトの各種取り組みとして行われる事業において、寄附法人が主体的に実施していると受け止められるような過度な情報の露出をすること。（本市及び連携事業者が主催者であることを念頭においた露出量とすることに留意してください。）

(3) 不適切な経費の支出

プロジェクト推進に係る負担金の執行状況を調整するなどの目的により、不自然に水増しされた経費の支出を行うなどの不適切な経費処理を行うこと。

(4) その他

その他、社会通念上不適切であると認められる行為。